

古 代 服 装 研 究 (第 5 報)

一 か ぶ り も の の 変 遷 (1) —

岡 綾 子・野 津 哲 子
(被服構成学研究室)

A Study of Ancient Costume (Part 5)
The Historical Changes of Headgears (1)

Ayako OKA・Tetsuko NOTSU

は じ め に

古代の生活は大自然のなかで行なわれ、わが国土の自然是美しく、四季のうつりかわりにも変化が多い。わが古代歌謡のなかにも、自然のなかに生活していた古代人の心情が多く伝えられているのもそのあらわれである。また古代人は清らかな神格への奉仕の心情をもその生活行動のあらゆる方面に現わし、いつもその行動を表現する動詞には「まつる」という敬語を付加し、「仕えまつる」などという古代語の用法を保持していたようである。特に生活様式においては何らか特定の型があり、個別的なそれぞれの人間は自らのために服装(かぶりもの)を身につけているに違いないが実はその服装(かぶりもの)の様式にはその社会に応じた特殊な型があって、その社会的な型の通りに服装(かぶりもの)を身につければなければならないことになっているのである。この型のままの服装(かぶりもの)を身につけることが、それぞれの個別的な人間がその社会を形成することになるとする思われるのである。そこに、わが古代人の生活態度がしのばれる。このような古代人が身につけていた服装(かぶりもの)も、実は以上のような生活のなかに追求されるように考え考察をすすめた。

本報は特に古代の服装(かぶりもの)についての考察である。服装(かぶりもの)は古くから用いられ、地位や階級をあらわすという社会的意義が大きい。そこで古代の特色がここにもあらわれているのではないかと考えられるためである。

資料としては古代の服装(かぶりもの)に関する記録は非常に乏しいが現存する書物に散見する服装(かぶりもの)関係の記録や、埴輪を中心として、これらに関連する文献と対照し検討した。

I かぶりもの

服装(かぶりもの)に関する最も古い伝説は、古事記に次の様に記されている。『ここを以ちて伊耶那岐の大神の詔りたまひしく、「吾はいな醜め醜めき穢き國に到りてありけり。かれ吾は御身の禊せむ」とのりたまひて、茲紫の日向の橋の小門の阿波岐原に到りまして、禊ぎ祓へたまひき。かれ投げ棄つる御杖に成りませる神の名は、衝き立つ船戸の神。次に投げ棄つる御帶に成りませる神の名は、道の長乳齒の神。次に投げ棄つる御囊に成りませる神の名は、時量師の神。次に投げ棄つる御衣に成りませる神の名は、煩累の大人の神。次に投げ棄つる御褲に成りませる神の名は、道僕の神。次に投げ棄つる御冠に成りませる神の名は、飽昨の大人の神。次に投げ棄つる左の御手の手纏に成りませる神の名は、奥疎の神。次に奥津那芸佐毘古の神。次に奥津甲斐弁羅の神。次に投げ棄つる右の御手の手纏に成りませる神の名は、辺疎の神。次に辺津那芸佐毘古の神。次に辺津甲斐弁羅の神』——景行紀に「白鳥陵を嘗んで徒葬衣冠」とある。——出雲風土記には「神戸郡冠山は大神之御冠也」とある。——後漢書東夷伝高句驪の条下には「大加主簿皆著_レ冠幘_レ而無_レ後，其小加著_レ折風形如_レ弁」とある。——雄略天皇の遺詔に「唯有_ト所_レ留恨者朝野衣冠末_レ得_レ鮮麗」とあることから、推古天皇が冠位を制定せられた以前から冠を用いたように思われる。

埴輪についてみると①相川考古館(重要文化財)の天冠をつけた男子は三角形の天冠に大きいみづらの身分の高い人をうつした埴輪で、上衣の重ねを省略している。脚結から下は、ひだを折った太い立派な袴をつけた全身像で、できのよい人物はにわである。(高さ124.6cm) ②

磐城高等学校（重要文化財）の天冠をつけあぐらした男子は鋸歯状にとがったひさしには小鈴のついた珍しい天冠をかぶり、その上、天冠と上衣からこてまで丹彩で三角形に染め分け、ほおからみづらも同じ彩色でかぎり、玉かぎりの大刀をさし、両手をあげ、あぐらしたすばらしい男子埴輪である。身体の大きさに比べ両脚の小さいという不均衡がかえって引立てている。（高さ91cm）③熱海美術館の群馬県三郷町の天冠の男子は②と似たつくりで、正面が三角形に立ち上った天冠をつけている。④天理参考館の天冠をつけた腰かけた男子（群馬県群南村）は環状冠を被りこの形の冠は奈良時代まで残った。したがって冠の基本となっている。上野国出土の金銅冠は環状冠の形式の極度に装飾されたものといえる。⑤越前国出土の額にあてる冠（銀製）は奈良時代の女子の頭飾の額に似ていることも興味深いのである。

以上より男子は多く露頂で被物をかぶらなかつたようであるが、埴輪には冠帽を被った人物が多く見えてゐる。これらは特殊な儀式の場合や人物を模したものと見るべきである。被物には冠と帽の二つの形式があり、冠は多く環状をなし、帽は袋の如き形をしたものである。空頂幘を被った埴輪像等は奈良時代になると天皇、皇太子が元服に用いる空頂黒幘に似たものであり、また額烏帽子にも似ている。

栄華物語（上）によれば「いでや、よにさるけしからぬ事あらじ」など、世人申思ふ程に、仏神の御ゆるしにや、げに御心の中にもあるまじき御心やありけん、三月廿六日にこの左大臣殿に検非違使うち囮みて、宣命読みのしりて、「みかどを傾け奉らんと構ふる罪によりて、大宰權師になして流し遣す」といふ事を読みのしる。今は御位もなき定なればとて、網代車に乗せ奉りて、ただ行きに率て奉れば、式部卿の宮の御心地、大方ならんにてだにいみじとおぼさるべきに、まいて我御事によりて出で來たることとおぼすに、せん方なくおぼされて、われもわれもと出で立ち騒がせ給ふ。北の方・御女・男君達、いへばおろかなるとの内の有様なり。思ひやるべし。昔菅原の大臣の流され給へるをこそ、世の物語に聞しめししか、これはあさましういみじきめを見て、あきれ感ひて、皆泣き騒ぎ給も悲し。男君達の冠などし給へるも、後れじ後れじと感ひ給へるも、敢えて寄せつけ奉らず。』とある。栄華物語（下）には「この蓮花座一の色に従ひて、千の光明耀けり。仏この座の上におはしまして、卅二相・八十種好あらたて、大定智悲の相現じ、威光朝の日の如し。普賢色身無辺にし、六道自在無量にして、体相神徳魏たり。烏瑟縁こまやかに、慈悲の

御眼蓮の如く開けたり。薬の壺銀にて皆持たせ給へり。又六觀音、金色の相好円満し、三昧月輪相現山、無数の光明耀きて、十方界に遍滿す。所有の色には、普く一切衆生を利益せんとおぼしたり。同じく色の蓮花を座にせさせ給へり。大悲をはじめとして、大梵深遠に至るまで続き居させ給へり。御車につき仕うまつる物とも、頭に蓮花の冠し、赤ききぬを著たり。仏の前後左右には、諸僧威儀具足して、囲繞じ奉れり。諸諸の宝の香爐には、無價の香を焚きて、諸諸の世尊に供養じ奉る。」とある。

後漢書明帝本紀によると「永平二年辛未（A.D59）光武帝を明堂に祀ったとき、帝及び公卿諸侯は始めて冕冠衣裳を服用した。これが支那において実際に服制が確定した創始である。

後漢書によれば、光武帝は、中元元年（56）に「是歲初起明堂靈台辟雍及北郊兆域，宣布圖讖於天下」、その翌二年には「初立北郊祀后土」というようなあの礼教主義の態容を整えながら、東夷倭奴国王の奉獻のあと世を去ったのである。そのあとをついで即位した明帝は父帝の建てた明堂で宗祀したのであったが、そのときに「帝及公卿列侯始服冠冕衣裳玉佩絢履以行事」というのである。この宗祀は孝經にもみえる周公が文王を宗祀した故事によつたらしく、その儀は周禮、礼記、尚書臯陶謨益稷などに典拠を求め乘輿服は歐陽氏説、公卿以下は大小夏侯氏説によつたという（輿服志）。

三世紀から六世紀にかけての四百年の長い間、実に中原は混乱期であった。漢民族のみの歴史では、魏晉に南朝をいれて六朝と中華を誇るのであるが、実は中原はもう漢民族だけの歴史ではない中国史になっていた。いや、中原とか中国と呼ぶ大陸の地域だけでなく、この情勢は広くアジアの諸地方にも及んでいたのであった。のみならず、この時期はヨーロッパにおいても、ゲルマン民族の大移動もあって、当時としては世界的な混乱期であったとすら思われる。そしてまた、この時代のわが国を考えると、それはあたかも古墳時代と呼ばれる時代であった。この時代をときには原始時代とすることもあったが、その遺物遺蹟をみると、これをあまりにも原始未開の低文化的に考えることはできない。それに、この時代の他の国家や他の民族と同じように、これを孤立して国内のみの状態を考えることはできないようで、やはり広くアジアの情勢の関連において考究すべきであると思う。

六世紀には冠位制ができ周書・隋書・北史などに少異はあるが記載している高句麗の官十二等と、「皆皮冠、

使人加挿鳥羽，貴者冠用紫羅飾以金銀，服大袖衫，大口袴，素皮帶，黃革履，婦人裙襦加襪」はこの頃定められたのではないかと思われる。また新羅の國名王号を定めた智証王のあとをついだ法興王は、その七年(庚子520)には「頒示律令，始制百官公服朱紫之秩」と三国史記にみえ、その色服志には「始定六部人服色尊卑之制」とあって、『法興王制。自太大角干至大阿浪，紫衣。阿浪至級浪，緋衣，並牙笏。大奈麻・奈麻，青衣。大舍至先沮知，黃衣。伊浪・匝浪，錦冠。波珍浪・衿荷，緋冠。上堂大奈麻・赤位大舍，組纓。』と記されている。

さらに、百濟では周書、隋書、北史などにみえる冠帶十六品がある。『官有十六品。左平五人一品，達率三十人二品，恩率三品，德率四品，扞率五品，奈率六品，六品已上冠飾銀華。將德七品紫帶。施德八品皂帶。國德九品赤帶。李德十品青帶。対德十一品，文督十二品，皆黃帶。武督十三品，佐軍十四品，振武十五品，克虞十六品，皆白帶。自恩率以下官無常員，各有部司分掌衆務。』そして、内官、外官、五部などを定めていた。つまり六品以上は冠に銀華を飾るだけで、七品以下に「紫，皂（黒），赤，青，黃，白」の六色の帶を規定した服制であった。

推古帝十二年（604）わが国に冠位の制定があった。從来、わが国の風は露頂（冠帽をかぶらぬ）であったが、この時に、朝廷は役人の階級に随って冠位十二階を定めることとなった。すなわち大徳以下十二階で冠の差別をもつたのである。当時の冠は、頂をとりすべて、囊のようにし、縁^{へり}をつけると記録にあるので、袋をさかさにかぶり、髻^{もとどり}を入れて上をしばった形のものであった。そして、その色は、紫、青、赤、黃、白、黒の六色で、これは大体服の色と同じであった。この青以下の五色は當時隋にも行なわれていた五行の説に準じたもので、紫は五色を摂する色で、最上においたのである。「是時、皇子諸王諸臣悉以金髻華著頭、亦衣服皆用錦紫繡織及五色綾羅、（一云、服色皆用冠色）」と書紀に記されている。

次に大化冠位制ができ大化三年の七色十三階の冠は、

- 一 織冠（大小），織，縁繡，服色深紫。
- 二 繡冠（大小），繡，縁繡，服色深紫。
- 三 紫冠（大小），紫？，縁織，服色浅紫。
- 四 錦冠

大錦冠，大伯仙錦，縁織，服色真緋。

小錦冠，小伯仙錦，縁大伯山錦，服色真緋。

五 青冠

大青冠，青絹，縁大伯仙錦，服色紺。

小青冠，青絹，縁小伯仙錦，服色紺。

六 黒冠

大黒冠，？，縁車形錦，服色縁。

小黒冠，？，縁菱形錦，服色縁。

七 建武（初位，又名立身）黒絹，縁紺。服色？別，鑑冠，黒絹。

其冠之背，張漆羅以縁与鉢，異其高下，形似蟬。小錦冠以上之鉢雜金銀為之，大小青冠之鉢以銀為之，大小黒冠之鉢以銅為之，建武之冠無鉢也。此冠者，大会，饗客，四月七日齋時所着焉。である。これは、推古冠位制の十二階に一階だけ加えたにすぎないというものではないと思う。推古の制は、徳とか五常とかの漢文字は用いてはいても、実質には旧制度のカバネを利用した爵位制であった。それが前述の大化の十三階制になると、その性髻華・鉢は高匂麗的、百濟的ではなくて、中国の惠文冠的なものである。これはもはや北方的、半島的な様式を脱却して、中国的、隋唐的な胡服制に改変され、中国的な官品制への推移が注目されるのである。以上のような改革が、実は「今以汝等使仕状者，改去旧職，新設百官，及著位階，以官位叙」という詔に応じたものであった。そこで、推古の姓的な冠名を改めて、その冠の地質や色目で名づけられているのである。「織，繡，錦」という地質と、「紫，青，黒」という色目とで示されたのである。ここに、「深紫，浅紫，真緋，紺，縁」という服色がはじめて現われた。それに、大伯仙錦、小伯仙錦、車形錦、菱形錦などの各種の錦が錦冠以下に用いられていることに注目される。七色十三階のなかでも第四色第七階以下に「錦，金也，作之用功重，其価如金」という「錦」が用いられている。「伯仙錦」は「博山錦」で博山爐のような山形の模様がある錦であった。「大小」は格を改めていたように考える。すなわち建武に「初位，又名立身」と記されている。この初叙の建武は、書紀通証に通典の「鷦冠一名建冠，即惠文冠」とあるのを引いて、「蓋取之而名也，鷦性雄健武毅，故改曰建武耶」とみえている。建冠は、また武冠ともいったのである。建武は、建冠、武冠から名づけられたもので、胡冠なる惠文冠であった。しかしこの建武だけが惠文冠なる胡服制ではないのである。大化三年制の七色十三階そのものが、実は中国に育成された胡服制であったと考えられるのである。「其冠之背，張漆羅，以縁与鉢異其高下，形似於蟬」という特種な形態に着目しなければならないと思う。これは晋書輿服志にみえる惠文冠と同じようである。「惠」は蟬（蟬）のことで、「其冠文輕細如蟬翼，故名惠文」といわれ、また漢の侍中常侍も「加金璫附蟬………」などとあるものと同じである。「鉢」も

金華飾であるが、推古制の髻華であったことはいうまでもない。その模様の大小である。「車形錦」は、神宮大神宝にある黄地に黒で車形の模様の錦であると思われる。「菱形錦」は、古代から長く行なわれた菱形紋の錦であると思われる。推古朝の旧態では、もはや大化の新制には適合しなくなった。織冠、繡冠、紫冠のような高官は別として、百官八省の官制が整備されるには、錦冠以下が増員され、まもなく大化五年の「冠十九階」となり、錦冠、青冠、黒冠はそれぞれ「華冠、山冠、乙冠」と名を改めて、大小のほかに上下の階が加えられ、建武は「立身」と改められたのである。大化三年制には「此冠者、大会饗客四月七月斎時所著焉」とあるように、儀礼的な場合のものであったと考えられる。

前述した冠制のほかに通常の公用には「鎧冠」の別制があったのである。これは注目しなければならない。「鎧」は古訓にツボとあるように馬具の壺鎧の形のことであると思われる。正倉院や古墳出土のものにみる壺鎧の形は日本独特のものらしく、円形袋形になっているので、「鎧冠」もやはり円帽様式のように思われる。「以黒絹為之」とあるので、黒絹製の袋のような円帽であると考える。これを着用するときには、頭頂に髪がある髪形ではなく、左右に分けて耳上に両髪を結んだ美豆良で、その頭頂の円いところに冠るものであったと思われる。埴輪土偶にみるような美豆良の髪にかぶった冠が大化の頃に用いられていたと考えられる。

その後天智天皇三年（664）には大皇弟（後の天武天皇）に命じて冠位階名を増換され、「二十六階」の冠制は「改前華日錦、從錦至乙加六階、又加換前初位一階為大建小建二階、以此為異、余並依前」それに氏上民部家部等を整備されたのであった。当時の国際情勢に応じてわが国内の体制を固められ、冠位制と分けられた旧制度の整備にも及ばれたと思われる。しかし半島に対する防備の必要性もあり近江に遷都され、やがて近江令の制定となった。そして壬申の乱。飛鳥淨御原に廻都されて、淨御原令の制定が行なわれたのである。以上のような過程のなかに、わが国は半島からの北方的な文化は流入しなくなり、大陸との交渉を開いて、服装（かぶりもの）にも画期的な発展となったのである。

天武十一年（683）に位冠が廃止され、成人した元服後の髪形、すなわち椎髻や魋髻でない様式の「結髪」を実施することにし必ず指導者を必要としたのである。そこで、「結髪之日、亦待勅旨」ということになったと思われる。そのため年末までという指導期間も定められていたが、二月後には実現をみて、漆紗冠を着用する

ことができたのである。女子にもこれは使用されている。やはり旧制度の氏姓制や、北方的な半島系の文化に慣れた社会があつたことを見逃してはならないと思う。

壬申の乱後における改革には、半島経由の北方文化を脱却して、直接に大陸の文物を受容しながらわが飛鳥淨御原朝廷の発展を計る意途が強められたのである。前述した「漆紗冠」とは実は大化の別制なる黒絹製の鎧冠を改めたもので、黒色の烏紗に漆したものであると思われる。これによく似たもので北周の武帝が結髪して帽をかぶるために工夫して、帽の前の両横に二脚、後にまた二脚、合計して四脚の布を垂れさせ、これで結髪した髪の前と、帽の背後とを結び、これを「幞頭」といったようである。後漢の頃このような形を巾で工夫して「折上巾」といい前述した形と同じになるようである。以上の折上巾・幞頭などの帽は結髪した上に着用されるもので、これがわが国に伝えられて、制度的に「冠」とされ、漆紗冠になったと考えられる。これが後世の朝服の冠の源流である。

もともと漢民族は坐礼であつて、その冕、弁、冠、衣、裳、深衣などは礼樂的なものであった。ところが後漢の靈帝の頃から胡俗が行なわれ胡坐するようになったのである。天武朝の服装（かぶりもの）の変革は、国内における矛盾や対立を追求しただけでは理解できない。殿堂様式の朝堂の建設の要望・四孟月の朝参の様式の整備等があった。それと同じく「当身装束之物」にも及んだ。そのとき又詔曰、男女並衣服者、有欄・無欄及結紐・長紐任意服之。其会集之日、著欄衣而著長紐。唯男子者有圭冠、冠而著括緒緼。女年冊以上髪之結不結及乘馬縱横並任意也。別巫祝之類不在結髪之例。という服装（かぶりもの）についての詔勅もでたのである。

圭冠には、「はしかかうふり、はしかかふり、はしある」冠などの訓があったようである。書紀通釈の「端を括りてある冠」の義とする説は、古来からいわれているものでそのようなものであると思われる。これは後世の烏帽子の源流であるといわれる。「圭」の文字が「端玉也、上圓下方」というもので、この形のものであった。この圭冠を着ると、「括緒緼」をはく。これは、後世の指貫の袴の源流であることは言うまでもない。冠も、緼も、いずれも「しばり、くくる」という工夫のあるもので、活動がし易く、平常の服装（かぶりもの）としては便利であったと思われる。この様式は長くわが国に行なわれていたのである。

天武十四年正月には「更改爵位之号、仍增加級」ということになって

明位二階，淨位四階，每階有大廣，并十二階，以前諸王已上之位。

正位四階，直位四階，勤位四階，務位四階，追位四階，進位四階，每階有大廣，并卅八階，以前諸臣之位。という親王諸王で十二階，諸臣で四十八階で，すべて六十階に及ぶ「爵位」が定められたのである。ここで冠は漆紗冠であろうかと思われる。中国のような「官品」でもなく，朝廷における左右列立の「位」であって，「爵位」であった。爵は爵弁で冠のことにもなるが，ここには冠そのものの別はない。明，淨，正，直，勤，務，追，進という文字は，朝廷的なものになっている。しかし，この年の秋七月には，

勅，定明位以下進位已上之朝服色。

淨位已上並著朱華，正位深紫，直位淺紫，勤位深綠，務位淺綠，追位深蒲萄，進位淺蒲萄。

という親王諸王，諸臣の「朝服」の「服色」が前述の爵位の制に応じて規定されたのである。すなわち推古，大化，天智と進展した冠位制はここで消滅したのである。この変革が「朝廷」における「朝堂」の建設に向けられているとともに，令制的な百官制の確立であり，その実施の整備に努められたことだと思われる。これにはわが国の白鳳期，寧樂前期における時代性が著しく現われていると考えられる。

持統天皇はその年（690）四月に朝服を改められて

其朝服者，淨大毫已下廣式已上黑紫，淨大參已下廣肆已上赤紫，正八級赤紫，直八級緋，勤八級深綠，務八級淺綠，追八級深縹，進八級淺縹。

別，淨廣式已上一畠一部之綾羅等，種々聽用。淨大參已下直廣肆已上一畠二部之綾羅，種々聽用。上下通用綺帶白袴，其余如常。

というようになり，秋七月に「公卿百寮人等始著新朝服」となったのである。ここで注目しなければならないことは，地質，地紋の別ができたことである。綾，羅は直位以上に限られた。また淨廣式已上なる上級皇族に限って「一畠一部」，諸王諸臣の淨大參以下直位以上が「一畠二部」という地紋を許されたのである。「一畠」というのは一幅のことで，布帛一幅の大きさである。織一幅に華文か何かの紋が一個が一部，二個が二部。つまり，高貴は幅に一紋で大きく，それより低いものは幅に二紋で小さい紋ということになると思われる。綺は「カムハタ」，正倉院にもこの織物がある。その綺帶，白袴であった。冠より服色，その服色もなお地質，地紋にまで及ぼされることになった。持統七年には「詔，令天下百姓服黃色衣，奴皂衣」ということになって，庶民は黃

色，奴婢は皂（黒）色の衣服を着用する制度ができたのである。冠より衣服へと服制は発展した。そしてようやく造営された「藤原宮」には，その翌年の末に遷都されたのである。わが服制は，このような過程を経て次第に形成されたのである。

ま　と　め

1. 冠服の制度ができたのは，推古天皇十一年十二月で，この時はじて位階が制定され，参朝には必ず冠を冠すこととなったのである。冠は隋に倣い上囲下方の絶製のものを冠り，紐でとりすべたもので，位の上下により冠の色を変えたのである。

時の位階は德仁礼信義智で，その各が更に大小に分れて十二階ある。徳には紫色，仁は青（緑のこと）礼は赤，信は黄，義は白，智は黒で，その色の中徳の紫は色の長上で青赤黄白黒はおのの木火土金水の五行を表している。これすなわち真の五色である。

その後冠位や形状も幾度か変遷したが，天武天皇の御時には漆紗冠といえる紗に漆をした冠が制定され，冠にはじめて，巾子，額，上緒，燕尾というような部分が生じた。これは参朝に用いられ，略儀には上囲下方の黒絹で作られた圭冠を冠すこととなった。文武天皇大宝元年からは，漆紗冠と形式こそ同様であるが，五位以上は菱文ある羅製とし，六位以下は無文の縞（絹の一種）をもって作られ，奈良朝時代はもっぱらこれが採用された。

官吏に文官武官があり，武官は冠に前緒とて頭上から頸之紐をかけたという。又靈龜二年には武官に限り燕尾を三寸以上長くすることを禁じられた。

冠の上緒に花などを指すことを挿頭花とも髪華ともいつた。
万葉集卷十の中に百敷の大官人はいとまあれや，梅をかざして
ここにつどへる
梅の外，藤，撫子，萩があり，又鬘とて冠の額に巻き，或はたら
すこともあつて柳や，日蔭蔓，五月五日には菖蒲が用いられた。

2. 文武天皇大宝元年五位以上の官服の種類に礼服制があり，即位，朝賀饗宴などの大礼に文武官が着用し，従来の冠は通常礼服の所用と定められた。この礼服に用いる冠を礼冠または玉冠ともいい，三山形の冠の周囲に前押後押，櫛形などという金属の装飾を附し，正面に徽という動物があり，一面に色玉を附したもので，天平四年には天皇御用の冕冠が生じ，女帝には宝冠，皇太子には九章冕冠が制定された。ただし武官の礼冠は最初なかった。

平安朝にいたっても礼冠は行なわれたが，武官にも武礼冠というものが制定され，又六位以下には三山冠を用いることとなり，文官の玉冠の制度も位階の上下により徽や玉の色等にはそく差別をほどこされること

となつた。

天皇の冕冠は礼冠の上に枠があつて玉の要落が下り、上に火炎と日形があり、宝冠は唐草の飾があつて、上に鳳凰と日形がある。親王礼冠は一品は青龍二品朱雀、三品白虎、四品玄武（蛇と龜）の徽があり、諸王は徽が鳳凰、諸臣は麒麟である。朱雀青龍白虎玄武は四神といつて瑞祥のものとされ、又鳳凰は瑞鳥、麒麟は瑞獸でともに想像上のものである。栄華物語根合に四月八日には御即位あり。（中略）玉のかうぶりしてあぐらどもの上にいなみたる。

3. 通常参朝の冠は平安朝のはじめには巾子の部分に筒をさして硬くし、上緒を廻し弁を左右からさして、その落下を防いだ。燕尾は纏と改称し、冠の下えさして二枚たれた。文官は纏をたれるが、武官五位以上は警固の時には巻纏とて纏を巻き挾木でとめ、六位以下は細纏と称する鯨の髭（後には竹）を二本輪としてさす。武官は別に綾と称する馬毛製のものを左右に下げて頤下に紐を結ぶ。また五位以上は冠に菱文があり、六位以下にはない。有文、無文これである。当時は透額といつて、冠はすべて頭上の額が透けていたが、公卿は十八才位あるいは大臣に任せられれば、冠の額を厚く、透けないようにした。

例外は凶事か非常の場合には綾を巻くので、後者の場合は竹や扇を端折って外巻にするという。これを拍夾という。

鎌倉時代には冠は全然硬化して磯、纏檻などという部分を生じ纏は纏檻にさすこととなつたため、その垂方が変形した。文や纏の制度には変化はなかつたが、透額は額の一部に月形を作ること厚額は透のないことを意味することとなり、その中間に半透額を生じ、元眼鏡に着用された。室町時代にいたつては冠の紋が攝家などという家柄には特別のものを作られ、また後鳥羽上皇が蹴鞠の御時、御冠の落下を防ぐため紫の掛緒をかけられた。後世は紙捻の掛緒を必ず掛けることとなり、飛鳥井難波家の許により衣冠直衣には紫の掛緒が用いられた。

室町時代から天皇の御冠は御正装の御時に限り立纏とて、御纏を高く、その末端が巾子の先端よりも高く上るようにされ、また鎌倉時代からは平生の御冠には、御金巾子とて檀紙に金箔をおした紙をもつて纏を巾子前え折りまた元えもどした所えささることになつた。大嘗新嘗祭などの天皇御親祭の時には御幘とて纏を折返し巾子え抑えつけたまま御白絹を巻き諒闇の倚廬の御殿え天皇がこもられる時には、御纏に繩と縄に麻を卷いたのをおさしになつたようである。

建武年中行事に内藏寮のたてまつれる御幘を御かうぶりのこじのねにむすぶ、かたかぎなり。御えいの下より引まわすなり。御かうぶり無之云々因みに後世は山科流は諸わな、高倉流は片わなどなつてゐる。

4. 一般に冠の附属具には、心葉、日蔭鬘、挿頭花がある。心葉は梅の枝を象どったもので、金銅のものが最も古く、平安末には金属の枝に貝の梅花をつけ、地下や六位以下には絲花とて造花のものを冠の巾子の前に立てる。これ神事当事の官の徵で、心葉があれば必ず日蔭鬘を冠の左右にたらす。大嘗祭の時は山から取つて来た真の日蔭鬘を用いるが、他の場合には皆絲製のものである。

紫式部日記に五節は二十日に參る。侍従宰相に舞姫の装束などつかはす、右宰相中将の五節にかづら申されたるつかはす序に、はこよろひに焚物入れて心葉梅の枝をしていどみ聞えたりとある。日蔭鬘は八筋から十二筋まで隨意にかける。色は鎌倉時代は隨意であったが、後世は大臣、三位以上はすべて白を用い、殿上人は紅か緑であった。三十才以上も白とする。

挿頭花は冠に造花あるいは実花をさすこと、上古の華麗の遺風、奈良朝頃にも行なわれた風俗である。これを施すは列見（例年二月十一日に太政官で六位以下の官吏を延見の式）定考（八月十一日列見の結果器量ある人の官を定める式）大嘗会、祭、舞、仏会などにさされる。

列見では大臣藤、納言桜、参議山吹、以下時花、定考では大臣白菊、納言黄菊、参議龍胆、以下時花、大嘗会では天皇に藤（後世桜）親王紅梅、大臣藤、納言桜賀茂臨時祭には舞人桜、試楽の日は桜（実花）賀茂祭に葵柱、（実花）相撲に葵などこれで、大臣上卿以上は左、他は右の巾子の下に紐を卷いてさる。かの源氏紅葉賀の宴には紅葉を挿頭花としている。

また武官の時に冠の磯に赤い絹（後世赤紙）を巻くことがある。これを抹額といつて。皇太子親王など貴顕な人が幼少の御冠には空頂黒幘を御額にあてられたことがあった。

参考資料

- 1) 江馬務：新修有職故実、星野書店（1920）
- 2) 江馬務：日本服飾史要、星野書店（1954）
- 3) 竹之内静雄：日本文化史 1、筑摩書房（1966）
- 4) 奈良本辰也：日本庶民生活史 1、河出書房新社（1961）
- 5) 武田祐吉：日本書紀、朝日新聞社編刊（1953）
- 6) 日野西資孝：日本服飾史、恒春閣（1953）
- 7) 塩谷寿助：日本服飾考、金園社（1970）
- 8) 松岡静雄：日本古俗誌、刀江書院（1964）
- 9) 三木文雄：日本の美術、至文堂（1967）
- 10) 松村博司：栄華物語上、岩波書店（1964）
- 11) 松村博司：栄華物語下、岩波書店（1967）
- 12) 神田秀夫他 1 名：古事記（1962）
- 13) 水野祐：出雲国風土記論攷（1965）
- 14) 喜田川守貞：近世風俗志、聖光社（1949）

（昭和46年1月4日受理）